

## 生命保険を利用した納税資金対策

被相続人の死亡より受け取る生命保険金は、「民法上の相続財産」ではありません。

生命保険金は「受取人固有の財産」として、「遺産分割の対象外」となります。

「納税資金が不足する相続人」を受取人に指定した生命保険に加入すれば、

被相続人の死亡により、ダイレクトに当該相続人の納税資金不足を解消することができます。

ただし、その生命保険金が民法903条の「特別受益」に該当すれば、

遺産分割の計算上、持ち戻し計算の対象となりますので、注意が必要です。

また生命保険金は、「相続税法上のみなし相続財産」となり、相続税の課税対象です。

(法定相続人1人あたり500万円の非課税枠があります。)

